

幌加内町母子里地区における道庁の集落総合対策モデル事業について

大野 剛 志

1. はじめに―道庁の集落総合対策モデル事業への調査協力

二〇一一年二月一六日、北海道新聞の一面に衝撃的な見出しが掲載された。

「道内167集落維持・ピンチ―住民の7割65歳以上が37力所」。

高齢化で共同体機能が低下し将来的に消滅の恐れがある集落が道内に一六七力所存在するとの報道であった。道内集落のうち六五歳以上が集落住民の七割を超えるのは三七力所に上るなど、過疎地で進む深刻な高齢化が浮き彫りになった¹⁾というのである。

こうした北海道における集落の危機が大々的に報道された同時期、わが旭川大学では、「集落の維持と再生」をテーマに、「旭川大学地域社会研究会」という研究グループを結成し研究会を開いていた。教員二名からなる研究グループで、文部科学省科学研究費研究助成（科研費）に「北海

道における「限界集落」の維持・再生に関する実証的研究（鎌田とし子代表、研究課題番号…2528156）」と題する研究助成を申請した結果、二〇一三年～二九一六年まで、三年間で総額一七〇〇万円という大型予算を助成してもらえることになった。

二〇一三年六月、我々は道内各地で「集落生活実態調査」および「地域活性化事例研究」のベースとなる基礎資料を収集する目的で上川総合振興局地域政策課に出向いた。その折、北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策課集落対策・地域活力グループ（以下、「道庁」）では、「北海道集落総合対策モデル事業」の一環で集落調査を実施する計画であるため、調査のノウハウの提供をはじめ、実地調査に協力してほしいとの調査協力要請を受けた。当時、本学では文部科学省COC事業申請の準備を進めていたため、道庁からの調査協力依頼を旭川大学として受けること、その前提として、道庁総合政策部との教育研究連携協定を将来的に締結することの申し合わせを行った。

上記の経緯で、旭川大学地域社会研究会のメンバー一二名のうち四名（大野剛志、佐々木悟、鎌田とし子、鎌田哲宏）が母子里研究班を結成、独自のアイデアと方法で、「母子里集落の維持・再生に関する生活実態調査」を企画・実施することになった。

本稿は、「北海道集落総合対策モデル事業」の参考に供する目的で二〇一三年八月に実施した、「母子里集落の維持・再生に関する生活実態調査」を通してみてきたことを整理しつつ、これからの集落対策のあり方を検討するものである。集落の現状をみながら共有しつつ、現状を踏まえ、今後の集落の維持・再生のあり方を検討する際の材料としていた、できれば幸いである。

2. 道庁による「集落対策」への着手と「集落総合対策モデル事業」の展開

道庁では二〇〇八年度以降、これまで様々な観点から集落対策に取り組んできた。ここで、道庁に

よるこれまでの集落対策に関わる取組を時系列で列挙すると、①「過疎地域・高齢化集落状況調査」の実施（二〇〇八年八月）、②「高齢化集落問題に係る地域意見交換会」の実施（二〇〇九年七月～九月）、③「北海道集落支援員活用モデル事業」の実施（二〇〇九年一〇月～二〇一〇年三月）、④「北海道における集落対策の促進について」の策定（二〇一一年五月）、⑤「平成二三年度北海道集落実態調査」⁷⁾（二〇一一年九月～二〇一二年三月）、⑥「北海道集落対策促進会議」の設置（二〇一一年九月）、⑦「北海道集落実態調査（追加調査）」の実施（二〇一二年九月～一〇月）、⑧「北海道における集落対策の方向性」の策定（二〇一三年三月）、以上の流れになっている。とくに、⑤「北海道集落対策促進会議」では、⑥「平成二三年度北海道集落実態調査」の調査結果を受けて道内集落の現状や課題の分析、地域の実情を踏まえた集落対策の取組のほか、集落対策に係る制度や施策などについて会議で検討され、道に対して意見報告書が提出されている。道庁はこの報告書に基づき、本道における今後の集落対策の指針となる、⑦「北海道における集落対策の方向性」を策定するに至った。

『北海道における集落対策の方向性』によると、本道は全国を上回るスピードで高齢化が進行しており、三七五七集落の道内集落数のうち、六五歳以上の割合が五〇%以上の集落数は平成二四（二〇一二）年段階で四七五集落（全体の二二・六%）あるが、一〇年後の二〇二二年には二三三七集落

（全体の六二・二%）に跳ね上がることが想定されている。それゆえ、冠婚葬祭など日常生活の相互扶助、バスなど生活交通手段の確保、増加する空き家の対策、地域産業の担い手不足など、将来的に多くの集落で問題が深刻化する前に対策への早急な着手が必要とされている。こうした現状認識に基づき、道庁は、平成二五～二六年度（二〇一三～一四年度）の二年間を集落対策の集中対策期間と設定し、集落対策の具体的な展開方策として、「集落総合対策モデル事業」と「集落総合支援事業」の二本柱に着手することを宣言したのである。「集落総合対策モデル事業」と「集落総合支援事業」は、道庁による集落対策のいわば目玉事業に位置づけられたのである。

「集落総合対策モデル事業」とは、道庁、市町村、住民、民間団体、外部有識者などが一体となって、①集落の状況分析、②協議・交流の場の設定、③対策の方針づくり、④具体的な集落対策の実施、という四段階の手順に沿った集落対策に関するモデル的な取組を実験的に実践する事業である。道内三カ所が集落対策の取組をモデル的に行うもので、「基幹産業モデル（集落の維持・活性化に向けた取組モデル）・占冠村（占冠・中央・双珠別地区）」「高齢化モデル（いわゆる「限界集落」としての取組モデル）・幌加内町（母子里地区）」「再編統合モデル（住民本位による効率的かつ効果的な再編統合の取組モデル）・深川市（納内地区）」の三地域が選定された。

この「集落総合対策モデル事業」のうち、「高

齢化モデル」の幌加内町母子里地区における集落の状況分析の際、道庁は集落生活の実態を把握する必要があったため、わが旭川大学に対して基礎資料を取得するための調査協力要請を行ったのである。

3. 母子里集落の社会関係―『母子里集落の維持・再生に関する生活実態調査報告書』から

『母子里集落の維持・再生に関する生活実態調査報告書』（二〇一三年一月二八日）は全三二頁あり、すでに道庁のホームページにアップされている。母子里集落の歴史にはじまり、集落の社会関係（住民の支えあい）、「コミュニティ」、交通と購買、仕事や家計を中心とする集落生活の内実、定住意識にまで至る「生活の総合把握」を目指した調査である。

ここでは誌面の限りがあるため、報告書の中で大野剛志が担当した、「集落の社会関係（住民の支えあい）」「コミュニティの紐帯」と「永住希望」「コミュニティ意識」の観点到絞って、母子里集落の実態を捉えたい。

(1) 世帯毎の年齢内訳ならびに年齢別人口三区分の全国比較

母子里自治区は全一九世帯・三五人が暮らす集落である。今回調査できた一八世帯（三三人）を

世帯毎にそれぞれの年齢をまとめたのが、表1「母子里集落世帯年齢内訳表」である。

年齢別人口三区分で母子里の集落人口を分類してみると、母子里集落の一五歳未満（〇～一四歳）の「年少人口」は二人、一五歳以上六五歳未満の「生産年齢人口（≡労働力人口）」は一人、六五歳以上の「老年人口（≡高齢者人口）」は一人、不明一人の合計三人である。これを集落人口の割合で示すと、集落に占める子どもの割合である「年少人口比率」は六・二％、集落に占める労働力人口の割合である「生産年齢人口割合」は三四・四％、集落に占める老年人口の割合、つまり、集落の「高齢化率」は五九・四％となる。

ここでは、平成二二年度国勢調査データに基づき、年齢別人口三区分別の全国データと比較してみよう。年少人口比率の平成二二年度全国平均値は「二三・二％」であるが、母子里集落の子どもの割合は全国平均値に比して七ポイントも低く、全国平均値の半分以下の値である。このデータをみると少子化の傾向が顕著に表れていることがわかる。他方、「生産年齢人口割合」の全国平均値は「六三・八％」であるが、母子里集落は三四・四％であり、全国平均値に比べ二九・四ポイントも低い値である。母子里集落の若年層・壮年層の不足は、即ち集落内の労働力の不足を表している。また、高齢化率の全国平均値は「二三・〇％」であるが、母子里集落の「高齢化率」は五九・四％となり、全国平均値よりも二倍以上高く、その差は三六・四ポイントと大きな開きがある。

【表-1】母子里集落世帯年齢内訳表

性別	世帯主年齢	同居の配偶者(夫又は妻)の年齢	同居の子(1)の年齢	同居の子(2)の年齢	同居の親の年齢
男	55～59歳	なし	なし	なし	なし
女	75～79歳	なし	なし	なし	なし
男	70～74歳	65～69歳	なし	なし	なし
男	70～74歳	70～74歳	なし	なし	100～104歳
男	80～84歳	なし	なし	なし	なし
男	45～49歳	40～44歳	なし	なし	なし
男	70～74歳	65～69歳	なし	なし	なし
男	40～44歳	なし	なし	なし	なし
女	80～84歳	なし	なし	なし	なし
男	60～64歳	60～64歳	なし	なし	なし
男	70～74歳	65～69歳	なし	なし	なし
女	75～79歳	なし	なし	なし	なし
男	45～49歳	45～49歳	10～14歳	5～9歳	なし
男	75～79歳	75～79歳	なし	なし	なし
女	85～89歳	なし	なし	なし	なし
男	75～79歳	60～64歳	30～34歳	なし	なし
男	80～84歳	75～79歳	40～44歳	なし	なし
男	D.K	なし	なし	なし	なし
					合計 18世帯

(2) 家族構成

全一八世帯の家族構成を分類すると、「核家族」世帯、「大家族」世帯、「単身世帯」、以上の三つに大分類される。

○ 二世帯 家族である。

○ 単身世帯…八戸（集落全体の四四％）
表1-3 「単身世帯内訳表」は、母子里地区の「単身世帯」を性別と年齢で整理したものである。「単身世帯」は全部で八世帯（男性単身世帯は

○ 核家族…九戸（集落全体の五〇％）

表1-2 「核家族世帯内訳表」は、母子里地区の「核家族世帯」を性別と年齢で整理したものである。

母子里地区の「核家族」世帯は九世帯あるので、集落の半数（五〇％）が核家族で占められていることになる。そのうち、「夫婦のみ」の核家族世帯が六世帯あり、「夫婦＋未婚の子」から構成される核家族世帯は三世帯である。

「高齢夫婦世帯」（夫六五歳以上、妻六〇歳以上の夫婦のみの世帯）が四世帯（集落世帯全体の二二％）あり、高齢化が進行する現代家族の様相が母子里集落にも反映している。

○ 大家族…一戸

母子里地区の「大家族」はわずか一世帯のみであり、集落全体の五・六％にとどまる。なお、この世帯は、世帯主の親（一〇〇～一〇四歳）と同居する高齢夫婦。

【表-2】核家族世帯内訳表

年齢	45～49		60～64	70～74	75～79		80～84	総数
	夫婦のみ	夫婦＋未婚の子	夫婦のみ	夫婦のみ	夫婦のみ	夫婦＋未婚の子	夫婦＋未婚の子	
世帯数	1	1	1	3	1	1	1	9

【表-3】単身世帯内訳表

性別	男				女			総計
	年齢	40～44	55～59	80～84	DK	75～79	80～84	
世帯数	1	1	1	1	2	1	1	8

四世帯、女性単身世帯は四世帯）もある。集落内の女性世帯主の世帯は全て、「単身世帯」である。母子里集落全一九世帯のうち八世帯が「単身世帯」であるので、集落の四二％が「単身世帯」という位置づけになる。集落内部におけるこうした単身世帯の増加の要因は、第一に、配偶者

の死別、第二に家族員の他出に因るものである。単身世帯は、同居家族がないので、親戚や近隣の人との付き合いがなければ孤立しやすい。また、高齢夫婦世帯は、夫婦がそろって健康でいる間はよいが、どちらかが亡くなったあと、子どもと同居しなければ単身世帯となる可能性が高い。

六五歳以上の高齢者のいる世帯の世帯構成をみると、子が他出することによって世帯が縮小し、母子里集落では三世代同居家族が一つもない。それゆえ、単身世帯・夫婦のみ世帯が増えており、世帯構成の観点からみた社会的孤立のリスクは高まっているといえる。

○ 高齢単身世帯・五戸（集落全体の二六％）

「高齢単身世帯」は五世帯あり、母子里集落の二六％が「高齢単身世帯」で占められていることになる。さらに、世帯主の年齢をみると、すべて七五歳以上の後期高齢者である。したがって、母子里集落の「高齢単身世帯」は全て「後期高齢者単身世帯」であり、世帯構成の観点だけで見れば、きわめて孤立に陥りやすい状態にあるものと思われる。

(3) 生活における社会関係の調査分析枠組み－社会的ネットワーク

調査では、個人（世帯）が日常生活においてサポートを必要とする内容を「つきあい関係」の中から探っている。

本稿では、「つきあい関係」二四項目のカテゴリ（左欄内）について、「個人（世帯）－他出子の関係」、「個人（世帯）－親戚関係」、「個人（世帯）－友人関係」、「個人（世帯）－近隣関係」、「個人（世帯）－地域集団への参加」という五つの社会関係ごとの「つきあい関係の有無」について世帯毎にたずねている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① お茶・行き来する ② 買い物頼む ③ お裾分けやおかずのやりとり ④ 直接会って話す ⑤ 電話で話す ⑥ ちよつとしたお金の貸し借りを ⑦ 玄関前の雪かきや掃除 ⑧ 庭の草取り ⑨ 役場や郵便局の手続きや配達物の受け取りをし ⑩ 年金や貯金の出し入れを ⑪ 留守番を ⑫ 子どもを預かる（子守り） ⑬ 病気の時の食事作りを ⑭ 病院への付き添い・薬取りを ⑮ 車で送迎を ⑯ 農作業の手伝いを ⑰ 悩み事の相談 ⑱ 仕送りをして ⑲ 食品やお菓子等の差し入れを ⑳ 入学や就職の保証人になる ㉑ 借金の保証人になる／な ㉒ 婚家の結婚式に出る ㉓ 葬式に出る ㉔ 趣味を共にする |
|--|

そして、世帯毎に、五つの社会関係がどれだけ維持されているかどうか、つまり、個人（世帯）が「生活のセーフティネット（安全網）」に包摂されているかどうかを確認する。そこで、上記二四項目の「つきあい関係」を親密度の程度にしたがって、以下の三つの類型に分類し分析する。

まず、①「お茶・行き来する」と⑤「電話で話す」の△集落で生活していく上での基本的なつきあい▽について、○△二項目のみ回答された場合は「関係疎遠型」とする。

次に、「親密度を要する」二二項目について、△フェイス・トウ・フェイスによる直接的人間関係▽（②③④②③④）、△労働の支援サポート▽（⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮）、△道具的サポート▽（⑯）、△金銭的・物的サポート▽（⑥⑩⑱⑲⑳㉑）、△個人的・精神的サポート▽（⑰）の五つに分類し、二〜三項目が回答された場合は「関係標準型」、四項目以上が回答された場合は「関係濃密型」とし、「つきあい関係」の深さを測定し検証する。

(4) 他出子の有無

他出子がいる世帯は、全一八世帯のうち一三世帯（全世帯の七二％）である。このうち、他出人数が最も多い世帯は六名と回答を得た一世帯であり、次いで、他出子三名がいる世帯は五世帯、他出子二名がいる世帯は六世帯、そして、他出子が一名いる世帯は一世帯である。

他出子の居住地であるが、最も多いのが「道北の近郊市町村」（八世帯）であり、次いで「道外」（二世帯）、「幌加内町内」（二世帯）、「道内のその他振興局」（二世帯）と続き、「他出子が母子里集落に居住している」ケースはわずかに一世帯のみであった。したがって、他出子の九二％が町外に居住していることになる。

(5) 個人（世帯）と他出子との関係

他出子との関係について、前述の二四項目のカテゴリについて、それぞれの「つきあい関係」の有無についてたずねてみた。

他出子がいる世帯は一三世帯のうち、他出子とのつきあい関係をみると、「家族関係疎遠型」が一〇戸（七六・九％）、「家族関係標準型」が二戸（七・七％）、「家族関係濃密型」が二戸（二五・四％）と、「個人（世帯）と他出子との関係性」は非常に希薄であった。これは母子里地区の地理的条件の制約のためであり、他出子の居住地から母子里までの行き来に四時間以上もかかるといった回答が大部分を占めている。表14にみるように、他出子が道北の近郊市町村にあっても「家族関係疎遠型」となるのは、距離の制約が大きい。

既存研究では、個人（世帯）を支援していくときに他出子によるサポートネットワークが機能するといわれていたが、それは本州の都市近郊農村における他出子との関係の場合であり、北海道のような広域な地域では、他出子によるセーフティ

ネットが維持しにくい傾向が明らかになった。したがって、安心生活のネットワークを考えるとときに、近隣関係や友人関係という生活に直結するコミュニティの日常の人間関係が維持できているかどうかが問われるのである。

【表-4】他出子との関係

類型	関係疎遠型 (0~2項目)			関係標準型 (2~3項目)	関係濃密型 (4項目以上)		総計
	近郊市町村 (道北)	道外	幌加内町内	近隣市町村 (道北)	道内のその他の振興局	母子里地区	
他出子の居住地							
世帯数	7	2	1	1	1	1	13

【表-5】親戚との関係

類型	関係疎遠型 (0~2項目)			関係濃密型 (4項目以上)	不明	総計
	近隣市町村 (道北)	幌加内町内	母子里地区	母子里地区	道内のその他の振興局	
親戚の居住地						
世帯数	2	1	4	5	1	13

(6) 個人（世帯）と親戚との関係

表15にみるとおり、道内に親戚関係をもつ世帯は一三世帯あり、そのうち母子里集落内に親戚がいる世帯が九世帯となっており、集落の半数（五〇％）が集落内部に親戚関係をもっていることになる。

また、親戚とのつきあいについて、前述の二四項目のカテゴリによる「つきあい関係」の有無についてたずねてみたが、親戚との関係において、「親戚関係疎遠型」が七戸、「親戚関係濃密型」が五戸と、親戚つきあいの内容は二分される。集落内部に親戚関係をもつ九世帯だけを見ても、「親戚関係疎遠型」は四世帯、「親戚関係濃密型」が五世帯と、これも二分される。

「親戚関係疎遠」の背景は、現時点では世帯単位での自立生活が実現できていることが要因であると思われるが、△労働の支援サポート▽、△道具的サポート▽、△金銭的・物的サポート▽、△個人的・精神的サポート▽を「頼みたくても頼めない」事情があるのか、それとも「遠慮」や「我慢」なのか、サポートを本当に必要としないのかどうかを、さらに深く検証していくことが求められる。

(7) 個人（世帯）と友人との関係

表16は友人とのつきあい関係である。友人つきあいがあると回答したのは一六世帯である。そ

のうち、集落内部に友人をもつのは一三世帯あり、友人つきあいの相手方は八一％が集落内部の人間関係である。

さらに、集落内部の友人関係に着目してみると、集落内部における「友人関係標準型」と「友人関

【表-6】友人との関係

類型	関係疎遠型 (0~2項目)		関係標準型 (2~3項目)		関係濃密型 (4項目以上)		総計
	近隣市町村 (道北)	母子里地区	幌加内町内	母子里地区	近隣市町村 (道北)	母子里地区	
世帯数	1	6	1	3	1	4	16

【表-7】近隣との関係

類型	関係疎遠型 (0~2項目)		関係標準型 (2~3項目)		関係濃密型 (4項目以上)			総計
	1軒	2軒	2軒	3軒	1軒	2軒	3軒	
近所つきあいのある相手方	2	2	3	1	1	4	4	17

係濃密型」をあわせると、七世帯（四三・七％）ということになり、母子里地区の住民は日常生活のなかで近所に住む身近な他者と友人関係を築き、そうした親密なネットワークに支えられて生活していることがわかる。

(8) 個人（世帯）と近隣との関係

表17は、近隣関係において、日常つきあっている親しい相手を三軒提示してもらい、前述の二四項目のカテゴリによる「近隣つきあい」の有無についてつきあい内容を整理したものである。回答が得られたのは全一八世帯中一七世帯であった。

これによると、「近隣関係疎遠型」が四戸（二二・五％）、「近隣関係標準型」が四戸（二二・五％）、「近隣関係濃密型」は九戸（五三・〇％）であり、「近隣関係標準型」と「近隣関係濃密型」を合せると、七六・五％の世帯が親密な近所つきあいをしていることが明らかになった。

また、そうした近隣と親密な関係をもつ世帯のなかには、⑤「電話で話す」、①「お茶・行き来する」といった「軽度のつきあい」はもとより、⑦「玄関前の雪かきや掃除」、⑧「庭の草取り」、⑯「農作業の手伝い」などの△労働の支援サポート▽を近所に頼んだりするほか、⑫「借金の保証人になつてもらおう」という△金銭的・物的サポート▽に至るまで、近隣ネットワークから多様なサポートを得ることができている世帯もあった。この世帯は

二四項目のうち一〇項目ものつきあい・サポート関係を得ていたのである。

さらに、表18は、各世帯の近所づきあいの相手方の人数を整理したものであるが、各世帯が二〜三軒との良好な関係を築き、お互いの「イエ」

が支え合って生活を維持していることがわかる。かつて有賀喜左衛門（農村社会学者、一八七九〜一九七九年）のみた「家連合」に似た「ムラ」が、まさに、ここ母子里地区の社会関係として今なお維持されているのである。ムラの間関係という

「生活のサーフティネット」に包摂され、支え、支えられて生きていくことができる「相互扶助の関係」がいまなお形成・維持されているのである。

(9) 個人(世帯)の地域集団・地域活動への参加

地区総出の「自治会活動」、「除雪組合」、「水道組合」のような集落ぐるみ活動のほか、「老人クラブ」も含め、地域集団活動への参加率は全戸一〇〇%である(表19)。

なお、趣味サークルには「釣りクラブ」や「スキー同好会」などがあり、地区外でも活動されている。

こうした積極的な地域集団(サークル)や地域活動への参加理由は、「地区のみんなと話ができるから」、「楽しいから」というように、地域住民との交流の輪に関わることで得られる「喜び」を求めるからであり、参加することで実感していることがうかがえる(表10)。

また、地区総出の「自治会活動」、「除雪組合」、「水道組合」のような「集落ぐるみ活動」についても、「むら総出の集まりだから当然参加する」といった理由や、「頼まれた役割を果たすため」といった理由から積極的に活動がなされている(表11)。多くの住民がコミュニティへの帰属意識をもちつつ、積極的に他者と関わり、みなで地域を維持しようとする意気込みが地域活動の原動力となつていくことがうかがえる。

つまり、三五名と少なくなった母子里自治区で

【表-8】近所づきあいの人数

近所づきあいの相手人数	1人	2人	3人	4人	総計
世帯数	3	8	5	1	17

【表-9】地域集団・地域活動への参加状況

内容	趣味サークル	趣味サークル +老人クラブ	集落ぐるみ活動	集落ぐるみ活動 +老人クラブ	老人クラブ	総計
世帯数	1	1	4	4	8	18

【表-10】地域集団・地域活動の満足度

内容	趣味サークル	趣味サークル +老人クラブ	集落ぐるみ活動	集落ぐるみ活動 +老人クラブ		老人クラブ			総計
				楽しい	皆と話ができる	それほどでもない	楽しい	皆と話ができる	
満足度	楽しい	まあまあ	皆と話ができる	楽しい	皆と話ができる	それほどでもない	楽しい	皆と話ができる	18
世帯数	1	1	4	1	3	1	5	2	18

【表-11】地域集団・地域活動への参加動機

内容	趣味サークル	趣味サークル +老人クラブ	集落ぐるみ活動	集落ぐるみ活動 +老人クラブ		老人クラブ			総計
				むら総出の集まり・むらの仕事だから	むら総出の集まり・むらの仕事だから	頼まれたから	交流のため	語られたから	
満足度	交流のため	交流のため	むら総出の集まり・むらの仕事だから	むら総出の集まり・むらの仕事だから	頼まれたから	交流のため	語られたから	頼まれたから	18
世帯数	1	1	4	3	1	6	1	1	18

あつてもコミュニティの相互扶助関係が維持されているのは、「みんなのために、地域のために」ありたいと願う住民個々の「精神性」であり、「母子里という大切な自分の居場所」を守りたいと思う「ムラにたいする帰属意識」が土台となっている。

【表-12】母子里に骨をうずめるか

区分	母子里に建てる	母子里にある先祖の墓に入る	他の地区に建てて入る	まだ考えていない	その他	不明	計
世帯	1	9	1	1	4	1	17

【表-13】母子里での永住希望

類型	近隣関係疎遠型 (0~2項目)			近隣関係標準型 (0~2項目)		近隣関係濃密型 (4項目以上)		不明	総計
	ずっと住み続けたい	できるだけ長く住みたい	住み続けるつもりはない	ずっと住み続けたい	できるだけ長く住みたい	ずっと住み続けたい	まだわからない		
世帯数	1	2	1	3	1	8	1	1	18

るからにはかならない。

(10) アイデンティティとしての「母子里」

今日の地方の人口減の背景には、農業衰退や国内の産業構造の変化に伴い、地域の雇用の場が少なくなつたことに加えて、時代観の変化などが浮かび上がってきた。かつては家長の親が跡取りの子ども夫婦と同居する「直系家族」が一般的だった。跡取りがいなければ養子を連れてきて、家系が維持された。戦後になって、夫婦と子どものみの家族へと家族観が変化した。最近は一人で暮らす「個の時代」に入ってきている。

一番の問題は、地域の「解体」が進んでいることにある。地域（コミュニティ）とは一族、一個人では完結しない社会生活を互いに補完し合う助け合いの仕組みである。しかし、人と人のつながりが強かつた農村部でも、助け合いの仕組みが弱くなつてきている。少子高齢化に加え、世帯規模の縮小が背景にある。

しかし、母子里に暮らす人びとは、家族・親戚関係だけでなく、他出子や友人関係が幾重にも絡まり合っていたため、「集落のつながり」は一挙に崩壊はしなかつた。従来から続いてきた「つきあいの網の目」によって相互に助けたり助けられたりしながら、危機を乗り切ってきたのである。

表12は、「母子里に骨をうずめるか」という質問に対する回答を整理したものである。一七世帯のうち一〇世帯（五八・八％）が「母子里の墓

に入る」または「母子里に墓を建てる」と回答している。

また、表13は、「これからもずっと母子里地区に住み続けたいか」、つまり「永住希望」をたずねた結果である。

「ずっと住み続けたい」が一三世帯（七二・二％）、「できるだけ長く住みたい」が三世帯（一六・七％）、この両方を合せると「永住希望」する世帯が一六世帯八八・九％を占める。

「これからも住み続けたい」とする理由を見ると、「母子里に親戚や友人が居るから」（三人）、「自然に恵まれているから」（二人）、「顔見知りであり、愛着がある」（一人）、「先祖の墓を守りたいから」（一人）、「自分の土地、住まいだから」（一人）、生業を続けるのに最適の環境だから（一人）、などがあげられている。

また、表13にみるように、近隣と親密なつきあいをしている世帯（「関係濃密型」、「関係標準型」）のほうが地域への帰属意識がより高く、「永住希望」との相関がみられる。

それぞれの住民にとって、母子里集落は「単なる住居地」ではなく、極寒のなか苦勞して開墾してきた親から「受け継いできた大切な土地」であり、ここで生まれ育ち歩んできた「自分の人生の歴史が刻まれた土地」であり、「日常の生活の原点」であり、自分にとって「かけがえのない居場所」なのである。

4. 集落の維持・再生のために、あらためて私たちの出発点とはなにか

母子里集落は道北の朱鞠内湖の北東に位置する一九戸・三五人が暮らす集落であり、高齢化率は五九%を超え子どもはわずか二人しかおらず、JRは廃線、学校も廃校、唯一の生活の糧であった酪農業も倒産する事態に陥っている。しかしながら、筆者はこうした衰退する地域は決して特殊な地域なのではなく、日本の農山漁村地域が今まさに直面している「過疎化」、「経済不況」、「少子化」、「高齢化」という地域問題の先行地域であり集約地と捉えている。

集落再生の処方箋をつくる作業にはしっかりとした現状把握が肝心である。母子里調査では集落全戸を訪問のうえ、家族や地域の人間関係をはじめ、経済状況、そして住民意識を含めた生活全体を丸ごとお聞きした。母子里調査では、「地元に住み続けたい」とする世帯が八八・九%に上り、過疎化がいくら進行したとしてもこの地に骨を埋める覚悟を持っていることが明らかになった。そのような心理の基盤には、親の代に行われた北海道開拓への思いや、極寒の地で生きてきた自分の人生を否定されてなるものかという地域に対する強い思い入れがあるようである。東日本大震災の津波被災地で、沿岸地区の住民がなかなか高台移転に応じないのと共通する心理であろう。地域とは「単なる居住地」ではなく、「日常の生活の原点」

であり、住民にとって「かけがえのない居場所」である。このような「土地に対する誇り」や「地元への愛着」を保持しつつ、それを繋げていくことがまちづくりのみならず、政策形成、制度構築の出発点になると考えている。

限界集落問題がこの数年の間に突如としてピツクアップされたのは、その前段に小泉構造改革の影響などによる地方の衰退があったからである。しかし、この「限界集落」という言葉がメディアを通じて一人歩きゆくなかで、本質的には過疎地域全体の問題であったものが、限界集落の定義に当てはまる一部の地域の問題に矮小化されてしまった側面もある。限界集落ばかりを強調することは、同質の課題をもつ農山漁村地域全体への関心の拡がりを妨げてしまうことになりかねない。

また、「限界集落」概念の提唱者である大野晃氏（高知大学名誉教授、旭川大学教授）が発端となった「限界集落論議」ではあらゆる学者が「限界集落があるかないか」、「集落は消えてしまった。いや、消えていない」等々の住民不在・当事者不在の「空中戦」を展開する中で、地域の実相がしだいに見えなくなってきたことも懸念される。過疎問題が示すのは、戦後日本が進めてきた都市への人口集中を基軸とする社会形成の裏面なのであり、限界集落問題によって過疎問題の本質から目を逸らされてはいけないのである。

今般の集落問題も、東日本大震災被災地の復興問題も、近代日本の社会形成のあり方は正しかったのか、問い直しの契機になるはずである。今後

は制度や効率性からではなく、われわれの生活の場である「地域」に視点を置き、家族と他出子、家族と親戚、家族と近隣、これらの繋がりを生活の支え（セーフティネット）にしなげら、住民の一人ひとりの思いに根ざしたまちづくりができるような条件づくりを目指していく必要がある。

旭川大学地域社会研究会は、『母子里集落の維持・再生に関する生活実態調査報告書』を携え、二〇一三年一月に母子里集落で意見交換会を行った。意見交換会の席では母子里集落の将来について実に多様な意見が飛び交った。その後の数回にわたる「母子里地域づくり協議会」でも、集落の存続を願う住民同士が対話を重ねてきた。「母子里には旨い山菜がいつばいある」、「〇〇にきれいな沢が流れているんだ」。合宿を行い、夜更けまでワイワイガヤガヤと母子里への想いを語り合う。住民同士の対話によって「共同意識の芽生え」とともに課題をみなで乗り越えるための「集落再生への処方箋」が生まれる気配がする。

【注】

(1) 報道のベースとなったのは、北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策課集落対策・地域活力グループによる「平成二三年度北海道集落実態調査」であり、これによると、道内の集落数は三七五七あるとされ、このうち人口一〇〇人未満の集落数は二〇一九（五四・三%）、高齢化率が五〇%を超える集落数は四七五（全体の二二・六%）に上るとされている。なお、同調査結果は道庁ホー

ムページ『北海道集落実態調査の概要』としてまとめられている。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/syuraku/zitachousa.pdf>

- (2) 「地(知)の拠点整備事業(大学・COC事業)」は、大学が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める大学を支援することで、学内組織が有機的に連携し、「地域のための大学」として全学的に地域再生・活性化に取り組み、教育カリキュラム・教育組織の改革につなげるとともに、地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ)の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には自治体と大学が早い段階から協働して課題を共有しそれを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を推進することを目的としている事業である。

- (3) 「過疎地域・高齢化集落状況調査」と題する全市町村へのアンケート調査が実施されている。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/rokuchi/H20_8shuraku_report.pdf

- (4) 市町村職員と支庁職員が情報交換や意見交換を行い地域における集落対策に向けた機運の醸成や地域の実態に即した取組みの促進を図るために「高齢化集落問題に係る地域意見交換会」が実施された。

- (5) 国で制度化した集落支援員について道内での活用があまり進んでいないことを鑑み道内の活用結果を発信するために「北海道集落支援員活用モデル事業」が実施された。

- (6) これまでの集落対策の取組を踏まえ道としての集落対策促進の考え方を整理し各地域で集落対策

の取組を進めていくための方向性を提示するために策定されたものである。

- (7) 平成二三年度に緊急雇用創出推進事業を活用して実施した「北海道集落実態調査委託業務」における調査である。

- (8) 大学や、NPO、企業など多様な主体が連携・協働し、集落の維持や住民生活の確保等について総合的な見地から検討を行い、集落対策の取組の促進を図る目的で設置された会議であり、検討事項としては、道内集落の現状や課題の分析に関すること、地域の実情を踏まえた集落対策の取組に関すること、集落対策に係る制度や施策に関すること、その他集落対策に係る必要な事項に関することとされている。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/rokuchi/younyou.pdf>

- (9) 「平成二三年度北海道集落実態調査」に加え、より効果的・効率的な対策の展開を進めるため、各市町村における現在の集落対策に対する取組姿勢や取組状況などを把握するため、追加調査が実施されている。集落実態調査(追加調査)の結果は、道庁ホームページにアップされている。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/syuraku/tsukachousa.pdf>

- (10) 道庁が策定した「北海道における集落対策の方向性」は本道における集落対策の基本指針になっている。これは、本道の人口動態や集落の現状、将来予測など踏まえ、今後の集落対策のあり方について道の一定の考え方を取りまとめたものである。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/syuraku/houkousei_honpen.pdf

- (11) 「集落総合支援事業」とは、集落対策の必要性など意識の醸成や調査研究・情報発信、集落を支える人材の発掘や育成を図るために、①集落問題研究会の運営、②集落問題地域フォーラムの開催、③集落地域リーダー養成講座の開催、④集落支援人材ネットワークの構築、以上の各種事業を実施し、地域の主体性に基づく集落対策の取組を総合的に支援する事業である。

〆おおの たけし・旭川大学保健福祉学部

コミュニケーション福祉学科准教授〆